

鎌ケ谷市いじめ防止基本方針（案）に関するパブリックコメント （意見募集）の実施について

1 意見募集の内容

「鎌ケ谷市いじめ防止基本方針（案）」についての意見

2 趣旨

鎌ケ谷市いじめ防止基本方針は、平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法に基づき、本市の実情に応じたいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

本案は、市長を議長とする総合教育会議の議題として審議し、原案を取りまとめたところであり、その内容は、国の基本方針に準じたものとしております。

つきましては、本案の概要について、市民の皆様からのご意見を募集します。

- ## 3 募集期間
- 平成29年6月5日（月）から平成29年7月4日（火）まで
※ 持参及びFAX、電子メールによるご意見は、平成29年7月4日（火）必着、郵送によるご意見は平成29年7月4日（火）の消印まで有効とさせていただきます。

4 閲覧方法

- (1) 情報公開コーナー（市役所3階）
- (2) 生涯学習部 学校教育課指導室（市役所5階）
- (3) 市内公共施設（生涯学習推進センター、東部学習センター、各公民館、図書館、各コミュニティーセンター、各児童センター）
- (4) 鎌ケ谷市ホームページ
- (5) 市内小中学校ホームページ

5 意見の提出方法

ご意見の提出方法は、住所・氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体及び代表者名）を明記の上、次のいずれかの方法で受け付けます。

なお、提出する書類については、別紙様式とします。

(1) 郵送の場合

〒273-0195 鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6-1

鎌ケ谷市役所 学校教育課指導室 宛

- (2) 持参の場合 市役所5階 学校教育課指導室
- (3) FAX の場合 047-445-1100
- (4) 電子メールの場合 gakkousidou@city.kamagaya.chiba.jp

※ 電話等での口頭によるご意見や匿名のご意見は、パブリックコメントとなりませんのでご注意ください。

6 意見の取扱いについて

提出されたご意見の概要とご意見に対する市の考え方については、すべてをとりまとめ、ホームページ等で公表します。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見や公表することが不適切な情報を除いたものとします。また、ご意見をいただいた方への個別回答はいたしませんので、あらかじめご承知ください。

7 問い合わせ先

鎌ヶ谷市 生涯学習部 学校教育課 指導室

電話：047-445-1518（代表） 内線409